慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国際法上国家及び国家の分類に関する私論
Sub Title	
Author	
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.4 (1912. 10) ,p.667(73)- 688(94)
JaLC DOI	10.14991/001.19121000-0073
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19121000-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

する)等 Aborigines, 1897) た 更に言語學上より交換の事實を證明する爲め原始民族 ラ Woon-ge-mul-le ₺ 0 ン 語あ ド」の「ピッタピッタ」種族 (W. E. Roth, Ethnological Studies among the North-West-Central Queensland 用ね其 Ø 他 言語 Woon-je (與へる) in-da-mul-le (要求 K 徴するに、彼等は 交換 Ø 中の原始民族 働 す 訶 る) Pin-ki-poo-ra (分配 以 Pul-ki-woon-je 又 たるケ

とを zur Handels geschichte und Warenkunde, 1. s. 61-65)ゴヤ にては Teg (價値) tej (直段)等の (複數Ni-mê)の語あり又た價格 溯てサンスク 知るを 得可し。 リット」に之れ かご に就きてはVasnáなる語あり、更に「トル 語あり、(Dr.O. Schrader, Linguistsch historische Forschungen 語源 を求むるに 交換の 此 現象 意義に Ø 極 め て 就 古 き き て コ、ダ 歴史を Mê, Máyaté .1 有 ダ 一語 す

すびた 也納 原始民族に於ける交換 0 大學教授? 原始民族 Natur und Urgeschichte des Menschen, B. II. s. 498)附 ルネッス」は は にありて 日稿 Ł は交換は必ず 0 Stumme Handel 败 意義を中心 እ て ぜ を以 Ł も分業の L 欲 て 7 す。 商業 は 基礎 人は 0 ず 可 此說 古 た き る 0 ۲ 形 정 ٤ K 反 式 對 K Ł だ あ す な 多 らず る す 理 と信ず、 由を有 Đ. へば Z

國際法上國家及び國家の分類に

闘する私論

板 倉 卓 造

り述 千篇一律に 更 云か \$ 研究を は、若 べん る て、大抵大 際法上、國 な に、余案ず 多 7 カ> 叉 積ま K 面 す 一家及び 同 目 て、甲乙 K 小異 を 蘊 異 な 可 は、固 τ K 寧ろ なり。 く、從 學者 K 必 する す Ł ず £ る 之 Ø Ø 雖る、是 h を根 જ 정 Ø 分 らば 論究 説を 類 Ø 然らず、今 あ なり。 す 0 柢 K 法を 此 比 り、試 £ 私 で 點 較す する b 以 に 內 日 K K _ 關する 變 普通 て、動 其 る 論究法 要領 に、其 て、今 せば 國 か> 際 K 國 間 は、何 す を ゃ 行 際法 揭 0 0 ٤ 可 K 思 カ> n 敎 げ 學者 本的 て、先 5 科 Ø は **Z**" K る 國際法 相 る 0 耄 1 定說 研究 違を 程 洪 大 7 K Ø 修 家 ね な は、既 教科 は、満 と為 認 Œ 0 U す к — る 評 t≥ 可 す 書も、殆 足 て と す 可 송 0 切を 仰 ₹ 今 可 き ğ 4 0 £ か

一、國家及び主權

に 結合 最も 普通 놘 る K 民 行 Ø は る 〉定義 を 云 K 從 ^ ば、國 家と は 定 0 地 域 Ø 上 K ---定 Ø 主 0 下

一、國家は一定の地域の上に存立す。

一郡に 정 なし。 國家 Ł 國家 あ ክ .સ 箇 は 1 3 が 若 國 U t 及 家 か> ょ ٤ ł なし。 b CL \$ た _ 成る)百 他 る る 定 狹 Ø 0 かご 小 ---例 爲 地 小 七 な め 域 ^ る 十 市 U に K Ħ. は必ず 蟠據 面 僅 ょ 平 積 b K を 方 成 八 る三十 有す 哩 平方 しゃ て以 0 る \mathcal{F} 哩 __ て 定方 三平 K K 他 ン 過 過 F. Ø ğ 方 ğ 哩 ì 國 哩 Z., \$ ラ Ø 家 る 共 0 る 地 K સ્ટ્રે 和 ታ 域 Ŧ 對 尚 國 ン、マ ナ を 攻 す ほ Ø コ 有 國 如 侯 IJ せ る き、殆 家 國 \$ 1 જ 75 共 同 る 0 چ 和 名 る 可 な 我 國 0 K カ> 妨 國 同 首 B 0 名 府 2, ٤ 3 る 0 n 村 て 首 Ŧ 0 یخ

二、國家は人民の結合團體なり。

其 人 民 民 Ø Ø 結 體 合 圍 は 體 常 しとは、複 K 同 _ 數 Ø 民 Ø 族 人 民 ょ カゞ 集 る 合 Z Ł て、共同 を 要 生存を せ \$. 3 營 Ø み U なら 團 結を云 ず 其 人民 స్టా の 但 員

ン、マ 太利 Ł b て は 成 萬 る 立 る す K ۲ モア ٤ K は な 何 ン らず、尙 ۴' 如 不 ラ ほ 何 都 K _ 合 國 至 な を n な 7 け 組 ば は 織 現 n 僅 ば に し、文前 に 六 瑞 な *b* 千 西 記 と 0 Ø 有 如 す Ŧ き佛 ナ る コ K 過 は 西 人 Š 人、獨 口 2, 逸 ---る 萬 人 Æ 及 千 CL 上

三國家は一定の主權の下に存立す。

には、一 る ず、何 Ø Ł K 궣 0 定 述 は ક 上 す な を 0 な ベ 國 K るを る 國最 た 更 內 を 要 ば る K \mathbb{Z} 是 一定 す 高 於 高 K て、國 2, て、之 於 n 級 る 0 け 家を な K 力 る K 地 3 0 域 Ø 人 對 な 成 な 權 民 る 云 類 ક 力 立 る かご Z 0 人 Ł す を τ カゾ 社 有す 同 な 民 絶對の 故 る b_{\bullet} 定 溡 會 0 に、此 ۲ 0 る に、此 圑 Ł 服 主 場 此 者 合 な 從 た あ 團 合 Ė を 力 K る 5 力 정 K 强 0 依 K h は ٤ は 0 上 過 には、斯 要 其 b 0 なり。 主 權 す K 國 τ ğ み る 統 Иį. \$ 內 に 0 何 22 存 0 ح K __ て 等 ば 如 せ は 在 Ł 7 なり。 能は Ø は、何 5 尙 き を 高權 權 る ほ 認 未 力 \$. > U 力 だ は、之 る Z 故 に る を જ 對 ٤ 國 7 K 認 を最 を 0 國 家 Ł B あ 要 家 能 て た 爽 た 高 る જ 4 る は か を

と矛 は √, (Part-Sovereign States: Unterstaaten) 政 あ State)& 3 國 K 何 對 き 府 中 な 此 立 盾 n. 정 ٤ \$ 力 \$Z 故 す 0 す K 성 K る 政 70 ی に 最 府 Ł 分 例 る る ζ 3 8 成 0 高 Ł ·庸 數 せ 割 せ 정 0 0 其 \sim 國 な 箇 ば 有 質各 る所 U せ 勿 力 0 其 5 論 及 る す を 北 な 0 權 最 n なり。 支 る ZX. を る 有 謂 米 爲 75 分 合 被 得 力 高 す が 權 せ 支 衆 故 保 3. 權 分 정 る 3. 國 Ø 力 る、支 **八國獨逸** 或は に、余は之 頀 力 n જ 國 說 る は は、其 國 ば く 70 0 其 K を なり。 米 對 は る な 分 以 K 上 Ł L 8, 互 Ø 呼 5 獨 國 帝 て、 K Ø を 7 用 K 本 ぶ Ł 國 國 0 0 中 凡 非 相 ね 故 質 を Ø 學 本 央 જ そ 檢 說 者 認 5 に Ł 常 力 來 政 相 國 せん る 束 Ł を の多 國 府 __ K < 為し 家 す 部 す 納 家 0 > K は 70 て と とす 主 る < n n 7 72 は 瑞 る 各 は、合 權 數 \$ 制 力 恰 خغ る 西 文分 る に あ 或 箇 る 限 を カ> 共 정 ۲ 若 は જ n 衆 0 可 0 せ Ł 加 정 和 主權を し、如 ども 權 國 國 のなり。 名 i B を \sim 主 國 稱 力 を 得 B g Ø る 0 是 名 主 は を 何 主 2. n を 如 / 有 は 權 認 づ を 保 合 ٤ 權 7 る ŧ する は、支分 爽 主 粲 め け 其 有 な 合 を は 權 國 て、是 所 する h n 以 て 0 ζ 主 本 0 ば ---な κ 7 謂 國 權を 來 支 は、其 部 國 亦 b_{o} 主 分 國 __ (Federal を 0 國 主 ક 主 家 割 必 國 權 中 內 0 τ 央 4 念 以 力 K 得 國

下礼 ネック 若し 全に K ٤ ષ્ટ્ર ક ¥ જ す 能 す 命 Ø 此 ず、荷 0 エ リネッ 如 其 は す 0 は Ъ 令 種 逸帝 命 き、大 主 高 る 3 0 정 級 令 Ø る 制 1 來 着 强 國 體 國 K 可 Ø 0 を せ 令 外 制 權 家 支 ょ ¥ 力 \$, き Z 唱 强 絬 分 を 力 0 \$. な る カゴ 力 0 ঠ 制 權 る 5 以 故 あ を 合 說 國 0 を る 0 行 論 を を 3, 得 5 力 7 K 정 0 權 ず 命 得 國 說 る 或 儿 K = 賛 は 0 力 を \$ 家 對 九 成 は 家 カゾ 令 K h を は、此 故 者 排 之を 强 Ł る 0 し Ł 八 有 なり。 要件 斥 に、此 制 同 す 頁 し な < せ して、敢 り(ラ 以 7 種 る 以 0 __ 獨 h 說 權 には 逸 說 ٤ Ø 國 下 7 に 정 す 假 思 內 明 力 ì 0 は 画 て 押 る K 必 す ঠ に 力 學 ٤ パ も、其 ず 新 詰 云 τ ラ K 8 κ n ン 說 獨 U 1 對 之 ゃ Ŗ. K ጵ ど K た 舊 逸 を n 命 主 Ł K જ 獨 ٧٢ る 來 立 ば て 對 權 如 逸 て、ラ Ø 雖 ン K 帝 學 は F. 0 7 정 立 K 何 妨 局 唯 命 學 者 制 __ す 依 國 な な 國 說 かご 派 だ 令 Ł Ø る る 3 K 主 す 家 K 0 其 强 0 0 者 法 ے 權 た 名 る 誐 制 權 外 論 て 力 K F, 0 は は を 3 を あ 對 第 若 K 0 0 力 說 到 以 畢 常 從 K み 성 る を 竟 底 7 は \sim U K 力 可 τ 卷 爲 國 主 8 爲 普 て を す カ> 權 單 5 家 實 常 拞 て 加 は 정 其 其 ず。 に完 西 を 頁 0 K K ঠ্ঠ 工 0 要 る き Z 要 實 以 b

授受 を たる 中、南 と認 જ N な 5 て、昔 た る 以 Ø K ば ある し、條 て、偖 n 獨 \boldsymbol{U} 普 大な ば 此 日 0 る 家 約を 點 8 てて 國 諸 ૹૣ 西 Ł Ø 支分 國 法 定 る 家 は τ K 締 其 義 そ ۲۴ 自 關 た 獨 國中、 治 結 逸 す b 1 上 普 如 主 權 す 權 る デ 0 帝 魯 何 不 准 當 る ン、へ 說 或 西 K 今 K 等 要論 基 律 依 溡 日 內 75 明 尙 づ 上 0 0 ッ に K る b を唱 實質 て、普 權 セ、ウ 不 Ġ 慣 B て 0 能 て、是 性 行 此 都 非 質 を 種 を 常 Ø 魯 ጵ ル 合 等 は 上 西 る 今 0 有 テ κ あ に、何 廣 そ K 如 Ø 日 權 す ム 3 至 權 何 そ 能 る 可 大 0 ベ 能 b 他 ٤ 0 を 0 ル な 筝 カ> 云 た を グ 儘 有 理 5 る 增 0 有 5 す ず 自 所 る 由 減 K K 持 す ヴ* 治 謂 정 る を す 是 續 以 Ø る は、單 7 若 0 る 支 分 に \$L 所 な tt て IJ 外 唯 之 夫 る 國 K + と な な だ U 歷 を 許 可 かご n き かご 他 5 各 る 史 國 3 は 國 獨 事 0 Z: 支 家 國 逸 n 家 勿 る 分 た た 遺 帝 K غ ٤ な 過 物 る n 國 認 る 0 國 0 ځ K K 內 0 ğ め 間 Z 外 名 ૹ 認 h 地 ક \$ K 0 め な Ł 公 支 方 な 抽 る 使 象 0 B す 分 る を 5 \$2 み ず る 圣 國 が 失

یج 斯 政 合 府 0 國 如 0 そ n 力 衆 Ł 自 國 Ł 混 は 內 主 0 同 す 所 を 可 謂 有 支分 か 3 す ず。 る 國 が は、主 故 中 央 K 權を 國 政 家 府 有 な せ 0 \$ 力 る 然 は、各 を以 n 支 چ 7 정 分 國 國 家 衆 た 0 國 る Ø 力 を 主 得 ક 3. ٤ n

使す 2 立 特 共 支 Z., る 0 U 0 Ø 和 如 分 殊 る 主 る 若 き、各 は 純 國 國 0 0 7 Q) ₹ ક \$ 國 な 70 圣 0 る 總 以 家 合 る 力 關 る は は、中 0 國 τ K て を 在 主 互 τ 家 有 如 國 な Ø カゞ K 點 部 す。 く ٤ 家 そ な 央 何 相 K 見 著 た 政 5 K 0 主 n 非 檢 做 於 る 世 府 K 物 權 3. 束 Z; 在 τ ð かご 國 間 ٤ 3 す Ø 各 7 主 な 0 b カゴ る な 權 *b*. 國 な K ぞと 學 み 故 餘 支分國 ₹ を有 し 者 は、各 家 0) る K 0 て、其 國家 呼 中 정 かざ 0 な する Ø 故 بخر な 合 __ 合 る 國 あ は 衆 6 政 分 K が 家 を 異 獨 卽 類 b 或 國 府 故 成 以 を な Ł 逸 に、最 5 0 此 K 0 て、獨 る 雖 立 依 爲 主 兩 帝 此 す ٠ ح _ક્ Ø 權 國 機 者 6 力 高 沿 逸 ક જ ___ 北 闗 が は 7 は 0 革及 主 帝 二分 主 0 な 米 Ł 各 國北 權 權 ટ B 機 な 合 力 を Ø C 衆 B 說 關 せ に K て 其 以 下 米 明 附 3. 國 5 خ は 非 て、從 $\langle C$ 內 合 與 る * 非 ず し જુ 統 部 衆 ځ た せ 3. \ 7 る 來 Ø 國 かご 附 정 る 最 6 政 與 其 찬 如 高 は 0 8 は な 22 學 治 主 余 5 L 瑞 せ た 0 組 者 B 0 る < 西 る 說 が、之 織 共 明 n を 力 は 成 國 は た 行 和 力

上 は 專 國際法上國家及び國家の分類に關する私論 國 K 就 て、國 家 と主 權 ٤ 0 關 係 を 說 ਣੇ た 3 改 0 な 六七三 n 2 ૹૣ 中

80

は、正 も、外 જ 宗 法 與 否 樣 主 ふ せ 交 國(Suzerain State)の な る らる 0 を K 有 K ず Ø 國 は す を ٤ 多 ` な 宗 爲 る τ て 雖 數 主 ٤ 8 h は す 0 な あ 若 は隷屬 ૃ 國 を n 云 千 以 通 Ø な る لا الا _ て、之 の外 地 は 主 Ø に 權 2, 附 方 國 (Vassal State) なる 隷 は、常 庸國 熊 る 0 に 屬 K __ 屬 例 可 下 外 カ> 部 K 國 に ^ は なら 정 らず。 在 宗 V 主 內 が し 通商 主國 ず。 權 事 る 政 く 實 國 K প্ত は 上 條 K 宗 0 Ø 隷 廣 於 約郵 名 主 정 な L 屬 7 のを る を 大 T 國 國 與 之 便 な と云 が は Ł 故 を 條 廣 ঠ る 隷 國 に之を 行 る 約 大 自 ঠ 屬 ひ、若 성 治 等 の 一 な は、實は 國 權 Ø ٤ 0 る あ 條 自 __ ž し 0 種 n 有 < 約 治 國 Ł 關 す は 締 ځ 家 結 國 宗 には 7 광 ኔ を は 主 其 ょ 與 固 家 隷 り、一見 ٤ 國 Ø 非 分 屬 ^ ょ 認 國 K 如 ず 類 b 於 U は る. 兮 本 て を 7 K

主 は、主権 主 (External K 權 は Ł て 最 0 Sovereignty) 高 物 F Ø 0 _ 權 言 區 别 力 す 0 可 K Γ 非 L = Ė 種と は、主 ず て、其性質、不 L. 權を 爲 て、恐らく す 0 區 口 例 别 分 學 主 し 權 者 Ø て 정 0 0 對 間 作 Ø 內 用 K 主 な 普 3 權 0 區 かゞ 通 (Internal Sovereignty) 故 别 K に、對 行 K 外 は 內、對 る な 5 1 外 3 て 主權 3 ٤ 可 Ł n

に其人 る 三頁。 對に て、自 主 ネ K 0 は 其 重 由 7 云ひ、(國 七 民 જ を 7 對 令 頁)ボ 內 要求 Ø 對 .Ł 主 B 主 制 用 立 K 主 す 0 を な 公法 行 フ 特 Ø る Ł る 法 殊 は は、國 は 1 所 ٤ は 0 國 格と 解 る 其 ス、ロ 八二頁ピ 0 し、自 な 行 を 稱 す 力 制 家 7 號を 可 が Ø 對 定 て な Ø 他 外 意 內部 し、且 K 7 例 κ る x 味 用 攻 自 部 かざ ン ^ ね、固有 U 守 F. 立 或 K 故 つ K ス K 7 し、外 於て、主權其物 之を 干 に、實 對 IJ 前 對 自 0 ェ 戰 涉 記 は す 制 L 同 爭 執 交 質 ヴ 0 デ を 此 る 限 て 說 ル 國 機 蒙ら 主 K 行 絕對 を パ 行 0 權 外何 旗 爲 ネ 於 정 爲 な す を し、自 を 略 } \$ 0 0 7 る b 以 揭 主 は同 Ø る 自 K 0 制 **^** 7 說 自 用 權 認 國 曲 0 限 他 な る 主 力 U 0 K K K 檢 4 K 等 頒 國 國 獨 依 らずと 0 是 る 束 Ø 行 言を 0 土 K 家 立 b 7 12 を を は ۲ 及 代 蒙 は 0 て、國 な K る 為し、國際 Ŵ ٤ C 表 對 U 外 國 ベ > し(ボン を 自 せ 際 Ø ^ な 土權 るとな 法上、其 り(國 らず。 檢 主 を 换 東を め、平 權 有 言 Ø K す す 公 民 際 **フ** 法第 排斥 0 等 依 Ł 對 公 故 n 3 法 外 は 0 b K U ス 多 す 八 盆 行 0 て

享 際 主 力 に、自 有 を を 公 資 0 享 法 Ø 非 す 有 て 5 第 唱 曲 ず カゴ を Ł 有 す K す ず。 自 3 加 云 は る Æ, ふ K 版 ঠ た は る 獨 て 由 る 蘷 0 が 對 其 八 冝 カゴ K স্ত せ 정 家 る 國 以 專 外 が 六 如 對 Ø 家 K K 0 \$ Ø) 後 頁口 は、他 事 相 \$ 行 主 る K ħ3 7 權 は、未 對 主 行 實 な 對 國 5 外 て、他 爲を て、此 上 主 以 Ī 國 外 0 權 0 K は \$. 行 だ す 以 作 8 國 Ø 爲 對 國 0 國 る K ン す 際 資 家 事 0 用 ょ し 可 を τ ス 法 格 75 爲 κ 5 實 Ø て か づ 國 洪 る 5 係 上 を す は 檢 K 國 際 ず。 束 Ø 以 K 歸 利 附 ح 1/3 સ 法 基 吏 干 を 的 與 外 第 せ 對 Ø 涉 \$ 有 行 利 す に、倘 っ し 國 を し Ł 四 す 爲 主 る 家 て、國 Ħ る 版 て Ø 體 五. ₹ B る を と ほ かず 3 法 說 を 家 國 國 Ø 得 は 爲 て 亟 は 律 六 n な 家 夏。 國 す る 75 3 萝 際 際 n 國 的 國 0 團 法 際 云 3 家 ۲ て بح とを 承 上 際法 體 ঠ 故 が 法 爲 촧 0 卽 可 對 K Ø 上 を 5 K を 然 Ŀ 得 得 ٤ 加 權 'n 利 0 爲 國 弧 主 ず、 玄 入 利 す 4 Ø 家 が を ঠ্য し 平 有 權 國 主 利 0 かご かぶ る ď 5 對外 す 7 體 主 對 を প্ত 際 國 洪 其 tc 體 余 外 有 隨 澽 0 る Ø す -は は 行 な 上 て る た は 行 を 對 員 利 未 る 0 能 る 爲 主 だ た を 0 力 Ø 0 す 故 3 を Ø

0 作 す 用 自 3 な を 當 由 3 平 獨 從 ₹ \$ な 立 3 0 な 關 を を 係 る 否 權 認 7 K ず 利を對 在 を 5 る せ か る 不 광 h 可 平 0 Ł 外 簩 な す 2 *b*. 主 國 Ø る 家 權 關係 엉 0 間 況 0 名 K ż 4 K 及 K 意 主 依 ぼ 味 權 て、隨 す す 7 Ł 呼 て る 云 K بخر Ł は 主 좡 權 は あ が元 0 る 用 K 0 外 可 來 作 用 0 カ> な __ 當 5 を 5 を ₹' \$ 家 費 內對 3 る K た κ 於 かご る 依 故 け b に、其 K る Ø 對 區 外 主 力 行 す \$ 爲 D

國 家 0 分

5

K

る る て 8 圆 Ø 依 無 を な 利 國 りて b 能 主 0 や、郎 力 體 ず、其 法 は 其 70 國 全: 5 ٤ る 澔 云 利 事 總 係 Ø 資格 主 實 ঠ্য τ は Ø 上 0 利 利を享有 次 K 國 卽 た 家は 存 義 に 5 る 在す 務の 旣 權 K 國 · K 利 は 關係 す 權 能 國 る 利 力 際 0 法 る 上 能 Ł 7 な 力 全 Ł 體 K Ø *b* を 然 O ~ を 權 有 は、未 有 利 制 5 Ŧ 員 主 限 體 た だ V せ な \$ 以 る る な 5 が . 5 な を b て て り、假 要す、 國 國 ø 0 ١ Ł 國 國 際 際 洪 K 國 云 家 Ø 名 上 ঠ あ 際 は 規 づけ に前 團 Ø 定 體 정 以 例 7 利 K を 之 主 外 ~ 有 1 を Ø 絕 は 國 た す

らず、自 行為 らず、往 能力 之を は、唯 利能 を 上聯合(Real Union)を 護國 (Protected State) と 有 力を 過ぎ 能力を を 能力 づけ す 限 だ 其 5 K 有 定 る 相 喪失 條 Ø 7 ず 第三國 能 せ 約 U は \$ 利 互 之 3 し、其 3" 間 정 r て、第三國 如し、單 K る 依り ども、物 行 K K る 力 於 構成する 爲 對 な 0 國 ح 無 .7 合 K 稱 て と勿 あ Ł L 其保 する Ø 體 能 K 其行為能 上 て *b*. 云 హ్ 聯合 法 み が 力 對 論 權 U 護 律 箇々 0) 國 광 な 未 b 叉國 如 國(Protecting State)以對 Ø n だ 利 Ł て 上 K は、保護 力を . الا الا 云 ₹ Ø は、國 國 入 て 0 Ø **ప్కా** 效果 際 家 主 權 國 制 體 l 家 利 75 家 團 は < 國 を Ł 限 方 體 權 た 主 る Ø 行為無能 せらる 體 ۲ 生 利 る 國家と云 K K Ø 如き、其國 入ら n 뱌 ٠٠ر 完 ۲ 故 た 能 に代 全 力 ٤ る を 力國 め を 정 以 利 > \$ を な ঠ す b 有 て、直 は元 得 Ø る る の 0 中 る 例 κ K て 主 權 國 し る ベ 接に 來完 K 行 場 な 利 L は 體 家 な K き 爲 청 は、權 權 合 行 能 て、聯合 た ŧ が 第三者 ら時 ぎず。 を 全 Ø 爲 K 力 利 る 利を 非ず。、 爲 を を 利 な t す 行 享有 中 る 能 爲 Ł 能 K 享 權利 力國 Ø 정 爲 す を 力 之 假 有 對 0 정 Ø 例 す K κ 箇 せ の如 資 名 す 主 な 力 る ^ る 行 K 3 Ł 格 ば 爲 K ঠ্ঠ づ 體 K る な 被 拘 郇 能 た 力 す 保 5 は は 7

Ø して あ り文 を 利 分 ż 享有 す する n ば 정 行 爲 Ø 能力を 有 せ 3 3 B 0 あ *b* て 力 と

一、權利能力國と權利無能力國

二、行爲能力國と行爲無能力國

とに別つてとを得べし。

A. 權利能力に依る分類

家と を 述 K し 大 بخر < 多 屬 る τ る す は 7 Ł \$. る り、尚ほ る 0 立 K 國 ୪ す 0 し、之 家は る 事實上 を有 際 中權利 Ø 國 み 拘 團體以外 て、例 際 せ を 法 はらず未 能力 ず 有 上 ^ Ø 若 す Ø は 國 K 家 Ø だ他 國 70 全 孤 প্ত 利 のあり。 部を 立 Ø る は其一部 能 國 一部 K す 力者なれど 止まり 有 る が 之 ક かご せ ざる を 依て のみ き 權 立 て、未 0 利 し を 國 國 정 정 家 主體 たる だ の、節 有 國 す は 0 K 如 Ł 場合に、既 際 5 る して 蠒 絕 を 體 對 例 能 0 力 Ø 權 外 力 れとも 國家 一員 K 利 Ø 0 全 す 全 實上 部 Ø Ł 可 部 能 を を 此 力 K 種 認 て 國 有する 有 は は、前 冬 Ø Æ 辺 此 國

な 實例は稀有に にニ 之に反し 種あり。 して、大抵は國家 て 限定權利能力國に至り 一物上聯合を構成する國 の成立と同時に、權利主 ては、其實例に 家 二、永 世 乏し 體 局 た 外 か 3 中 らず。 の承認を得 立 國是れ 限 定權 な 3 Ø

一、物上聯合を構成する國家

を爲 國は を有 King) 屬する國 合を云ふ。 故に物 K 有 拘 墺太 す 實例 は宣 負擔し、孤立 はらず、爾餘 K 聯 務を負 は、墺太 家は完全 利皇帝的 拘はらず外交軍備等に闘する國政を共通にし一人 合(Real Union) とは二箇以上の國家 講 和 利 ጵ Ø を なる 者な 為し、同 第三 牙利國王 上聯合を構成する國家 匈牙利二體 τ は れども 權 何 國に對 利能力者と云ふと 盟條 等 0 なる異名を有する共同の 權 |聯合以外の第三國に對し して 約 君主國 (Dual monarchy of Austria-Hungary) にし 利 その 能力を は、共同し 他の 有 ٤ 條約を締結 を得ず。 が、其 するもの 國家との間 て唯一箇 相互 君主の 今日 K 間 し公使を Ø ては、共 非 K 權 K 存在 は、互 利主 ざるを以て、物 は の皇帝 下に各々 する 同 K 立 授受する 0 國 Ł の 物上 一權 際法 國 爲 王 獨 利 る 聯合 £ 立 利 て、是等兩 上 主 國 (Emperor-0 聯 義 家 體 能を 國家 の唯 務を 合 0 12 K 利

利能 有する等他 年 力を有 す 立 应 K る 對 Ø 7 各人 し τ 完 瑞典那 軍一の 全 なる 威 権利主體を為し、唯だ所國は其相 B 一九〇五 利 能 力を同 年までは、物上 復したり。 聯 合を構 互関に於 成 L たり ~ Ø 權

之を 非ざる んと Union) とは二箇以 みならず、我 ね、國 する の如 國家と認 上 國 0 國 聯合 例 王 が K を は、全く く、權 白耳義 の.崩 な 故 く、一八八五 國 K に、君上聯 利 對して君上聯合を す U 0 て るせ 性質 各 る 能 K 者 々完全 上の 生 力 で を Ø 中 Ø 合 聯合を か如く 年白耳義王故レオポ 異 缺 には、物 な 國 一爾後そ な る も 家 < なる權利 れる 정 が、單に共通の君主を戴 なる 上聯合君上聯合を物 繼續するの約束なりしに去る一九 0 Ø の殖 ₹ を物上聯合と K 舉 は 非ず、隨 のを比較せんと 主體を爲するの ぐるものあり。 誤 民 解と 地 K て ル 額せさ 其 變 聯合 じた ド 二 對立 するも 上聯合 世 るを得ず。 せ なるを以て、物上 くを云かに止まり、是等の る は 物上 然れ がゴ を以て、最早 し ል 國君上 て、國家 聯 ン のにして、當を 2 合 ⊐" જ 加して 0 君 ・や君上 聯合國 の一分 如 自由 〇八年コ 上 聯合 < 今 國 權 合 (Personal と梅 聯合 の君 H 類 利土 K ン Ł は 3 主を 君上 する 國 は 3. し る 爲 體 其 7 Ø 3 K

權利 最大 CS 要 世 T 力を 件 局 西運 る 土 オ 永 與 保 た 擔 な 外に 享 る H 參 全 河巴奈 せ 中 與 を なり。 有 戰 ₹, ざ 立 島 す 爭 國(Permanent Neutralized State)- しは、一國 中立たる す る 中 馬 る る を 可 は 國 爲す 0 運 但 정 勿 せ Z Ė 論、戰 ら る かず 3 河 Ø を約す 他 局 て と Ø を K 0 非 爭 1 國 中 フ 及 ぜら ざる 利 間 あ る K 代りに、自ら外敵 立佛國シ 中立と云 を永 誘引せら る CE 國家を云ふ。 可 れ、常 パケ なり。 外に放 しと雖も之が に關 スの + ふ K 局外 ブ 之を永世 る 係せ 中立 レ 棄 > 及 な、之を一 中 し 卽 0 Ø ざる ち永 Ł 立 70 恐 爲め 混 局 S. を る あ 墼 が. 同 外 Ø フ 世 守 정 K 他 る 局 狀 す に其國は永世局外中 オ る Ø Ø 中 態 多 可 立 0 K と 領土 國と 數 カ> シ 義 し 中 0 て らず。 中 = 務 て、最 立 Ø 立と 呼ぶ の 國 1 を 國 早 0 は K 云 中立、叉 は 國 依 は ø 家存 び、其 他 完 國飯 て す 中 全 め 國を 立 土 は 立 らる なる 立 間 例 國 中 希 立 Ø 0 は

間 t 立 K 國 介 カ> を た と云ふ 在し らず。 る も 禁ずるも て、其勢 の三あり。 ځ 世 も、此場合 Ø 局 力 K Ø 外 非 均衡を 中 3 瑞西、白耳義及 立 3 0 國 を 中 以て、永 維持する 立は は、或は之を 何 CS 胼 Ø K K 效用あ 緩衝 丰 戰爭 て サ 정 Ó ン 國 (Buffer State) とは あ。 隨 るを以てなり。 意 プ に之を ル 利 グ是 を 失 12 \sim 廢 な り。 る 永世局 て、其戦争 今 H 外 普 世局 中 K 外 强

B. 行為能力に依る分類

5 せ 行 力 民 ら、行 為無能 を 者又 力を 佐 如 享 は す 7 後見 なり。 有 未成年者が法律 るを以て、法定 國なり。 能力を 附す L 人 な る 缺如 之 と の同意を がら、獨力 の規定 普通 する 同 0 行 理 K K 得 Ł 國 人後見 家 り、他 るを要し、禁治産者 為を爲さんが爲め て法律上の して、是等の未 は 自 國 法 5 K 權 依 效果を b 證 利 成年 人に 能 7 家 豧 力 Ł 生せ 者、禁 は之を を 充 依 K 有す せら は τ 5 L 治 原 7 後 則 る 全 其 め 產 る 得 者、維 見 缺 ٤ ٤ / な K し જ る ベ 同時に、行 如 7 Ø せ き あ 利 る 定代 能 能 準 を 爲 力 力 を 能 是 を. は 有 補 力 n す 自 產

を 約 を 能 設 種 0 જ あ 力 間 け 有 Ø する K 對 5 别 0 非 手 す 被 ず 國 る 1 L K Z Ø K て 對 な Ł 0 n 國 限 し を な 是 定 ど 要 て る τ は、權 n す。 જ 設 K 能 定 反 な に行 力 利 但 せ 能 國 L Ł 5 爲無 民 力、行 際 稱 る 法 洪 す 1 能 爲 1/2 上 क् 可 力 能 於 K 0 Ė Ø 力 け 於 좡 な V 國 3 0 ٤ る 家 ४ を 行 5 な に之を 以 爲 行 あ b_{\bullet} 無 爲無 Z て、行 能 を īfi 以て、行為能 力 能 併 爲 無 國 力 有 ~ は、通常 者は法 す 能 行 力 る 爲 ₹ Ł 無 力國 そ 云 能 Ø な s Ø 0 力 規 K n Ł 國 國 對 V 雖 Ł 定 K 絕對 も、其 K し 唯 く だ 國

任 す に阿阿 護 せ 0 權 係 非 對 利 K 利 保 た を 國 護 他 加 る τ Ł \$ 其 る な 國 國 Ø は る と ۲ 國 2 Ł 野 云 保 \$2 家 國 曫 護 を が 勿 ঠ に 委任 第三 を以 保 稐 0 國 種 護 Ł な 族 て、保 する 玄 Ų 國 ひ、雨 以 K K 護 國 對 7 而 對 Ļ 其 騆 者 即 歐洲 7 係 Ø 5 國 て 保 は 被 0 法 護 諸 國 係 保 保 律 關 國 家 護 護 を 上 係 0 ٤ 保 國 Ø 0 約 國 護 下 K は 效 通 Ħ 家 關 代 K 果 存 る 係 (Protectorate) 常 Ł 5 を 保 保 0 7 立 生 護 間 行 す 護 せ 國 0 K 爲 る 關係 存 Ł 國 Ł め 被 す 爲 家 ક を 保 は る す ペ 云 云 爱 Ø 정 ŧ స్థా K 0 శ్యా 行 利 間 所 な 網保 る 旣 Ł を 被 Ż κ

と為 る 0 Ø な K 委任 す。 ず b な 5 行 4 行 然れ Ø જ を せ て み h 設 定 定 此 1 C 全 定 5 す 條 정. 可 せ ず、其 是 る 約 め き を 5 は જ を 정 る 是 決 0 保 0 \ 等 し 政 護 K 정 非 條 て K K 0 委任 約(Treaty of Protectorate) ~ て、隨 委 保 ず な 任 護 す Ł る る 國 て を 雖 す た જ る 以 諸 殆 て、実 る 種 護 정 0 騉 0 5 0 條約 及 權 要 總 係 な 件 利 0 b 7 や、將 0 程 0 K Ø 非 度 規 委 云か。 任 は た 定 ず 約 叉一 如 を は し 約 何 정 啻 7 部 K 唯 K 故 0 護 Ø だ K 保 國 保 保 際 み 5 て、被 護 護 K を K 條 約 委 Ø 國 す 0 約 て 任 保 目 之 的 る 0 す 護 外 內 を ŧ る を 容 行 は

關係 國 だ、其 τ 國 國 0 0 0 利 す 定 國 を 力 は カゴ 單 な は 7 K 何 國 き 被 若 保 そ 0 0 變 護 間 < Ø K 例 化 國 國 K は 其 を 0 Ø \sim 國 名 ば 蒙 對 K 外 存 Ø を 其 る 以 外 જ 行 在 爲 交權 ል て Ø 若 存 K K を は他 非 す 保 纉 \$ 3 3 U 叉將 0 る は 國 意 を 將 K K 思 來 依 以 來 委任し で、國 Ł 外 b 結 明 威 て す 示 ٤ 行 際 た 洪 る す 使 る る 上 Z t 호 0 す 0 で 可 利 る な 主 8 る 7

K

K

Ø

と

爲

す

K き 與み 世 被 h 國 \$ ٤ 保 K 當 約 は、其何 は、 る Ļ 0 護 對手 정 英國 間 國 之 Ø K は K ٤ 國 戰 種 0 依 認 被 爭 ٤ 護 Ø て め 保 敵 を 條 國 被 5 對關 開始 護 約 ٤ 保 n 國 相 護 70 た 係 す た る 鑆 國を る りし を K 8 立 Ø 立 ح ا 問 す 拘 先例 っ 7 る は 束 し、さ ず、荷 ₹ 完 あ 1 \subset オ Ø る 全 徵 **જ**્ = ४ K な K し 非ざる 其 義 自 ャ る て 群 被 權 務 國 明 島 保 利 を Ø な 合 Z 頀 負 主 *b*. とは、一 め 衆 擔 國 體 K 國 tc な せ 單 る が 3 八 獨 中 0 を Ţ 立 Ŧî. 故 以 る に調 を以 四 て例 國 ۲ ع 年 印 ٤ て、必ず な 1 ^ L ij た て 戦 3 る 爭 + 保 ₹ 戰 護 K Ø 爭 な 闝 カゾ 如

三十 る 和 東 國あ 京東 保 は 屢 年 如 蒲 يا £ Ħ 國 寨 他 0 b あ 近 國 四 *b*. 十 來 は 0 Ξ 叉 模 少 做する 年 阿 歐 な 非 羅 ۲ か> ß n 利 巴 所 を 加 K Ž, なり。 日 K 西 る 本 班牙 τ 其 中 κ Ŧ 合 Ł 卽 K П 5 併 就 ッ 0 す き、佛 コ 間 阿 るま 非 を K 其 共同 利 國 で 被 加 0 我 保 被 K し 被 護 保 て チ 保 國 保 護 ュ 護 ځ = 護 國 國 爲 ス K は せ 任 あ 最 た *b*. ず *b*. b સુ る 著 韓 ۲ 7 亞 名 國 ン 細 K 人 は F 亞 Ø K 7 治 ヺ

は 行 爲 能 力 國 0 は 被 保 護 國 0 種 K 北 生 る ۲ Ł を 信 ず る & の な れ

其 じ 誤 め 權 共 7 は は 者 K 0 利 同 す を 邦 能 定 を 邦 Ø 0 K 主 力 利 生 を 정 を て 法 約 を 盆 上 ず 以 ず 保 を 律 0 る て、此 7 た K 保 る 持 的 國 0 す は て 護す 邦 し、唯 行 家 る 恐 國 K __ 與 非 其 爲 かず せ を あ 或 關 家 共 ず、國 る を 行 だ 5 以 る を Z 0 其 為す 7 爲 爲 同 K 정 共 め 家 0 0 失 邦 Ł 國 > 通 に、共 家 0 種 國 利 り、最 一見 す 努 K 類、程 機 家 過ぎ 單 盆 成 邦 Ł る Ø 闘 通 爲 行 國 會 純 0 を 後 K ₹ し、往 度を 結 0 爲 なる を 非 ず。 0 ド 識(Diet or 合を ず、随 代り 護 機 無 Ĭζ 闘を す 約 τ 邦 能 非 X 團 面 結 云 ふ。 7 て、其 聯 す 外 る 力 3. K Congress) ~ 爲 構 る 設 邦 國 國 K る 7 成 構 外 め た 其 國 を K 分 7 が 共通 對 國 0 な た 故 成 故 る K は 邦 名 5 Ł 言 0 K 國 稱 或 文 聯 0 外 第 0 を \$. す す Ø 邦を 共通 る で 機 觀 邦 Ξ 爲 し、通 用 Ł 種 可 雖 を 國 め B VØ 0 關 を し 構成 **જ**્ 行 を 構 K κ 常 機 る 有 成する 對 對 關 此 7 設 す 者 0 聯邦(Confederation) 場 す る す 外 國 け は あ 然 を 合 爲 此 る 交 る る を 12 機 以 其 律 會 或 K Z は 國 Ç K 國 行 的 各 家 7 家 家 ধ 關 邦 行 者 U を 爲 K 自 は 爲 單 中 は る K 間

94

利能力行爲能力ともに完全に併 如く分類するは、其當を得ざるものと云ふ可 有す るせ Ø なるを以て聯邦構成國を特殊の國家 Ĺ

雜

録

三種の銀行 歐洲に於ける特異なる

小原

、會に於ける小原氏の講演の速記なり、此一篇は三田理財學會夏期休業前の例

手形を書いて居りましたので、學説の方が今日 月で七箇年目になります。其間算盤を彈いたり 思ひますが、何分學校を出ましてから、丁度此 きものであると、 自分が仕事をする上に付て、銀行は斯くある可 は只時々暇のある毎に色々な物を讀み、叉實際 いふ嫌なか叱りを受けるかも知りませぬが、私 どうも銀行といふものトセオリーにない筈だと は銀行の事をお話しましても、さらいふてとは どうなつて居るかといふことは知りませぬ。或 私は今晩銀行の事に付て少しお話をしやうと 私自分丈けで一種の定義見た

> 居るものよりも全く違つた性質の仕事をして居 樣なものを下して居ります。又學説ではどうか にお話をしやうと思ひます。 は皆さんの御判斷に委かせることにして、私は るかないかといふてとは疑問であります。 る者があるが、さらいふものが果して銀行であ 知りませぬが、世間で普通銀行として解釋して て居る銀行、即ち特異なる銀行三つに付て簡單 普通一般の解釋の銀行業、それ以外の仕事をし それ

其金に對して預金利子といふものを拂ふのであ 窓を開くといかとお客さんが金を預けに來る、 に、其資本金を貸出すのみならず、又か客さん りますが、銀行はそれを預つて居る計りでなし 資本は株式で募集しても宜しうでざいます。個 あるかと申しますと、資本を集つめてくる、 人で出しても宜しうでざいます。そして銀行の から預つて居る金を貸すので、さうして其貸し 先づ普通銀行といふものは、どういふもので